

## 運営に関する基準

### 1 介護(排せつ介助)

#### 基準

指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

【基準条例第3条第1項】

#### 事例

- ✓ 便失禁や尿失禁があった際、居室にて着替えを行った後、汚れた衣類等をバケツに入れて機能訓練室等を通して運んでいる。

#### 指導・ポイント

- 便失禁や尿失禁がしたことが他の利用者に分からないよう、羞恥心やプライバシーに配慮し運搬方法を工夫すること。

### 2 内容及び手続の説明及び契約の締結等

#### 基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第二百三十二条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

【基準条例第221条第1項】

#### 事例

- ✓ 利用者負担は1割との記載がある。

#### 指導・ポイント

- 利用者負担は、保険者から交付された介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合である旨記載すること。

### 3 サービス提供の記録

#### 基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居する指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。

【基準条例第224条第1項】

#### 事例

- ✓ 被保険者証に記載していなかった。

#### 指導・ポイント

- 入所に際しては入所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を被保険者証に記載すること。

#### 4 勤務体制の確保等

##### 基準

特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

【基準省令解釈通知第 3 の十の 3 の(11)①】

##### 事例

- ✓ 勤務表上に常勤・非常勤の別が記載されていない
- ✓ 特定施設入居者生活介護事業所と短期入所生活介護事業所を兼務している職員について各事業所での勤務時間が明確に分けて記載されていない

##### 指導・ポイント

- 常勤・非常勤の別を勤務表上に記載すること。
- 特定施設入居者生活介護事業所と短期入所生活介護事業所を兼務している職員について、各事業所での勤務時間を明確に分けて勤務表上に記載すること。

#### 5 掲示

##### 基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 237 条 (第 34 条の準用)】

##### 事例

- ✓ 掲示がされていない。

##### 指導・ポイント

- 運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

#### 6 秘密保持等

##### 基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

【基準条例第 237 条 (第 35 条第 3 項の準用)】

##### 事例

- ✓ 文書による同意を得ていない。

##### 指導・ポイント

- 個人情報の使用に関する同意書を作成し、速やかに同意を得ること。

## 7 苦情処理

### 基準

（前略）介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定施設入居者生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(23)③】

### 事例

- ✓ 重要事項説明書の苦情窓口に市町及び国民健康保険団体連合会の記載がない。

### 指導・ポイント

- 苦情窓口には、市町及び国民健康保険団体連合会の窓口も記載すること。

## 8 記録の整備

### 基準

指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間（第三号、第六号及び第七号に掲げる記録にあっては、二年間）保存しなければならない。（後略）

【基準条例第 236 条第 2 項】

### 事例

- ✓ 運営規程において、記録の保存年限を 1 年と定めている。

### 指導・ポイント

- 基準上定められた保存年限に従い、適正に保存すること。

## 9 外部サービス利用型

### 基準

外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

【基準条例第 244 条第 2 項】

### 事例

- ✓ 受託居宅サービス事業者との契約で定められた報告頻度どおりに報告がなされていない。

### 指導・ポイント

- 契約で定められたとおりに、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させること。

## 介護報酬

### 1 個別機能訓練加算

#### 基準

個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等の内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行う。(後略)

【報酬告示留意事項通知第 2 の 4 (4)】

#### 事例

- ✓ 実施方法が「日中」「適宜」となっており、具体的ではない。

#### 指導・ポイント

- 実施方法等について具体的に定めた個別機能訓練計画を作成すること。

### 2 夜間看護体制加算

#### 基準

イ 常勤の看護師を 1 名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ (省略)

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

【報酬告示別表 10 注 5 厚生労働大臣が定める施設基準】

#### 事例

- ✓ 常勤の看護師が不在の期間があった。(准看護師でよいと勘違いしていた)
- ✓ 重度化した場合における対応に係る指針がない。
- ✓ 利用者又はその家族等の同意を得た記録がない。

#### 指導・ポイント

- 准看護師では算定できない。
- 重度化した場合における対応に係る指針を適切に定めること。
- 文書により同意を得ること。

### 3 医療機関連携加算

#### 基準

当該加算を算定するに当たっては、あらかじめ、指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと。なお、必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない。

【報酬告示留意事項通知第 2 の 4 (6) ③】

#### 事例

- ✓ 提供する情報の内容等が定められていない。

#### 指導・ポイント

- 提供する情報の内容等について定めること。

4

サービス提供体制強化加算

基準

指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上であること。  
【報酬告示別表 10 へ厚生労働大臣が定める基準イ(1)】

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。(中略)ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(中略)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。(後略)  
【報酬告示留意事項通知第2の4(9)(第2の2(17)①の準用)】

事例

- ✓ 前年度の実績が6月以上あるにも関わらず、職員の割合の算出に当たって、届出日の属する月の前3月の平均を用いていた。
- ✓ 介護福祉士の占める割合が100分の60に達していなかった。

指導・ポイント

- 前年度の実績が6月以上ある場合、職員の割合の算出に当たっては、前年度(3月を除く。)の平均を用いること。
- 割合を確認の上、適正に算定すること。